

議事要旨(3) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRS のエンドースメントに関する作業部会における検討状況の概略について説明があった。続けて紙谷ディレクターより、修正国際基準に寄せられたコメント及び作業部会における検討状況について、[審議事項(3)]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

(総論及び質問 1 から 3 のコメントへの対応について)

- ある委員より、次の意見があった。
 - コメント対応表の 2) の後者のコメントの趣旨は、4 基準併存を行うべきではないため、「削除又は修正」を行うべきではないということと理解している。現在のコメント対応(案)は、当委員会で扱う範疇ではない旨が簡単に記載されているのみであるため、制度を所管している金融庁と論点を共有するなどの追加の説明が必要と考える。

これに対して、事務局より、ご意見を踏まえて修文を検討したいとの回答がなされた。

- ある委員より、次の意見があった。
 - エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 を支持する。意見発信を最も重視していることは理解しているが、実際に修正国際基準の適用を検討している企業もあることからその他の意義についても重要であり、公開草案の公表時から大幅に変更すべきでない。
- ある委員より、次の意見があった。
 - エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 を支持する。修正国際基準は 4 基準の収斂に向けた経過的な位置づけと理解しており、その過程で IFRS を柔軟に受け入れるということも意義の一つであると考え。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 「柔軟な受け入れ」という表現がわかりにくいという意見が聞かれたため修文を行ったが、この表現を残した方がよいという意見も聞かれているため、再度検討したい。
- ある委員より、次の意見があった。
 - エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2

を支持する。記載内容を公開草案の公表時から変更する理由に乏しいだけでなく、案 1 は内容として削除すべきでない記載が取り除かれている。また、「柔軟な受け入れ」と「受け入れ手続の明確化」は異なるものであり、「柔軟な受け入れ」について記載を残すべきである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - コメント対応表の 19) について、「IFRS と修正国際基準で優劣があるわけではなく」と記載されているが、「優劣」という表現を使用するのは適切でないと考える。指摘国際会計基準を適用している企業も IFRS がすべての面で最適とは考えていないが総合的な判断として任意適用している場合があることから、基本的な考え方について言及することによって、ピュアな IFRS を適用している企業に不適切な印象をもたらすことにはならないのではないかと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 同様の趣旨で記載していたが、説明を追加した方がよいという意見も聞かれており、修文を検討したい。

- ある委員より、次の意見があった。
 - エンドースメント手続の意義の記載について、第 20 回作業部会で提案された案 2 の記載を支持する。実際に修正国際基準を採用する企業があることを想定して公表に賛成した立場であるので、エンドースメントの意義を意見発信に絞ることに反対する。

(質問 4：企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理（案）」に関するコメントへの対応)

- ある委員より、次の意見があった。
 - のれんについて規則的な償却を要求するか否かで、減損の位置づけは異なると考える。規則的な償却を要求する場合は償却対象資産の取得原価の修正となるが、減損のみの場合には下方のみの公正価値評価の代替となると考えている。したがって、減損のみの場合には毎年における減損テストは必要であるが、定期的な償却を行う場合には減損の兆候があった場合にのみ減損テストを行うのが理屈にかなっているのではないかと考える。
 - のれんの耐用年数の上限を 20 年とすることは、日本基準や旧国際会計基準の規定が参考されており、特段根拠がある訳ではないと思われる。価値の減価をとらえるならば 20 年は長いと考えられ、買入れのれんの価値が見かけ上維持されているとしても合併後の企業努力によるものであり、自己創設のれんに置き換わっていると思う。そのように考えた場合、償却の対象は買入れのれんと自己創設のれんの両方

となり、自己創設のれんを長期間貸借対照表に計上すべきではないと考えるため、20 年より短い耐用期間とすべきであると考えている。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- のれんの償却と毎年における減損テストに加えて、無形資産の識別も同時に検討すべきという意見があったが、「削除又は修正」を必要最小限にする観点から現在の提案となっている。
- のれんの耐用年数は国際的にも議論しているところであるため、現状は日本基準や旧国際会計基準を参考として 20 年を上限としている。

■ ある委員より、次の意見があった。

- 修正会計基準第 1 号第 19 項について仮に案 A の文案を採用する場合、EU 会計指令で採用されているのれんの耐用年数について適切に見積もった効果の及ぶ期間により償却するが、信頼性をもって見積もれない場合には定められた上限以内の年数で償却する方法についても記載すべきと考える。

これに対して、事務局より、ご意見を踏まえて修文を検討したいとの回答がなされた。

■ ある委員より、次の意見があった。

- のれんの耐用年数について、上限を短くすることを受け入れられないわけではないが、その際は短くする方がより優れているという根拠が必要になると考える。企業結合について、例えば投資家への事業戦略の説明において企業結合の効果が 30 年以上に及ぶと説明する一方で、会計処理においてはのれんの耐用年数を 10 年にすることは会計基準が経済実態を反映していないことを意味している可能性がある。これは特に国内市場が縮小し、大規模のグローバルな M&A が増加すると考えられる現状においては留意すべきと考える。なお、のれんの耐用年数の上限 20 年の根拠は案 B の記載を支持する。

■ ある委員より、次の意見があった。

- 修正会計基準第 1 号第 19 項の案 A の記載の方が適切な意見発信へつながりやすいと考える。案 A に記載されているとおり、耐用年数の決定方法として複数存在する中で暫定的に 20 年を上限としているという方が理解されやすいと考える。
- のれんの耐用年数、毎年におけるのれんの減損テスト及び無形資産の識別については一体として考えるべきであるため、一部のみを「削除又は修正」すべきでないという作業部会の意見に同意する。のれんの償却について IASB においてどのようなスピード感で議論していくか定かではないが、IASB における議論の進展状況を踏まえて柔軟に対応していくということでのよいのではないかと考える。

- のれんの減損と耐用年数の関係について何らか結論の背景に記載していくことがあり得ると考えられる。

これに対して、事務局より、ご意見を踏まえて修文を検討したいとの回答がなされた。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 作業部会において当初のれんの償却が議論になった時は国際的にまだのれんを償却することへの賛成意見が少なかったため、個人的には毎年におけるのれんの減損テストについて、資産評価が甘いことを指摘される可能性も考えて、「削除又は修正」しないことに賛成した。しかし、現状においては、国際的にも減損テストのコストへの指摘もあるので、兆候があった場合にのみ減損テストを行うように毎年におけるのれんの減損テストについて「削除又は修正」することも十分考慮する価値があるのではないか。

(質問 2 及び 7: ガイダンスや教育文書に関するコメントへの対応)

- ある委員より、次の意見があった。
 - ガイダンスや教育文書について検討する対象を修正国際基準及び指定国際会計基準双方とするかも含めて検討しているが、今後の日本基準のあり方へのコメント対応においては修正国際基準に対するコメントではないことを理由に対応しないとしていることと整合していないのではないか。
 - ガイダンス及び教育文書の作成に関する審議資料では、ガイダンスや教育文書の作成を唯一の目標や成果物として位置づけているようにも見えることに違和感がある。指定国際会計基準か、修正国際基準かにかかわらず、適用における実務上の課題を共有し、現実的な解決策を議論して検討していくことが重要であり、ガイダンスや教育文書の作成はそのソリューションの 1 つでしかないと考える。
 - 「規範性のあるガイダンス」や「規範性のない教育文書」という用語に使われている「規範性」という表現には、法的なものから道徳や倫理的なものも含まれるため、趣旨が伝わらない可能性がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IFRS の適用や解釈の問題については、修正国際基準と指定国際会計基準を切り離すことは難しく、IFRS の任意適用の積上げに資することを考慮し、「修正国際基準及び指定国際会計基準双方とするかも含めて」と記載している。
- 解釈が適切になされることが目標であり、ガイダンスや教育文書の作成を必ず行うとの趣旨ではない。
- 「規範性」という表現について、誤解のないように修文を検討したい。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 修正国際基準は IFRS から派生したものであるため、ガイダンスや教育文書を作成した場合、指定国際会計基準の実務に影響することは想像できることであるため、「公表にあたって」において指定国際会計基準との関係を記載すべきであり、「公表にあたって」の案 2 の記載に賛成する。
 - 指定国際会計基準を適用する企業が増加している現状において、会計処理にばらつきのあるものは早期に対応すべきであると考え。規範性のあるガイダンスを作成することが難しいということであれば、規範性のない教育文書において考えられる方法を示していったらどうか。

- あるオブザーバーより、次の意見があった。
 - 「公表にあたって」の案 2 の第 12 項における「検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準双方とするかも含めて、さらに検討を行う」という記載については、指定国際会計基準の実務への影響を勘案したにもかかわらず、指定国際基準と修正国際基準双方を対象とするかどうか未決定となっている点でわかりにくくなっているため、削除を検討すべきである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ガイダンスや教育文書を作成することを検討することを支持するコメントを踏まえて、ガイダンスや教育文書の作成にかなり前向きな表現になっている。しかし、コメントにはガイダンスや教育文書を作ることに懸念を表明しているものもあり留意が必要である。また、コメント対応表において、コメントに適切に対応していないと考えられる箇所が散見されるため、見直しを行うべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご意見を踏まえて「公表にあたって」及びコメント対応表の修文を検討したい。

以 上